

第1号議案

# 2023年度に向けた 政策・制度要求と提言（案）



日本労働組合総連合会神奈川県連合会

# はじめに

連合神奈川は、労働者・生活者の視点と労働組合としての社会的責任のもとに、「働くことを軸とする安心社会の実現」に向け、「政策・制度要求と提言」の取り組みを進めてきました。

これまで5年間の取り組みを踏まえ、今年も政策局において、2030年までの未来に向けた国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の17の目標から、更に踏み込み、169のターゲットを見据え、政策委員会で議論をしながら策定を進めることで政策の充実をはかることとしました。

また、取り組みの柱である重点政策については、更なる絞り込みと強化を図り社会変化に伴う新しい課題についても対応を進めてきました。

長期化する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関しては、政策委員会の場において、中長期的な視点で感染拡大防止に関係した項目について論議をすすめる新規・補強項目として策定しました。

この「要求と提言」は、神奈川で働く労働者の代表として、神奈川において「働くことを軸とする安心社会」を実現するために、勤労者の生活実態・実感を踏まえ、7つの政策委員会で論議し策定したものです。

連合神奈川は、私たちの「要求と提言」を実現するため、力強く運動を展開していくこととします。

連合神奈川 政策委員会

政策委員会での取り組み経過

<産別・団体からの要求集約> 2/10

<第1回政策委員会> 3/10～3/28 WEB併用で開催

- ・ 昨年の「要求と提言」に対する行政の回答を評価し継続項目の確認
- ・ 産別等からの要求内容から新規扱い項目の確認

<第2回政策委員会> 4/11～4/25 WEB併用で開催

- ・ 第1回政策委員会の議論を踏まえ事務局でまとめた重点政策案の確認

<第3回政策委員会> 5/11～5/23 WEB併用で開催

- ・ 第2回政策委員会の議論を踏まえ事務局でまとめた重点政策案の確認
- ・ 継続的に取り組む政策課題の取り扱いを確認

<第1回政策調整委員会> 6/9 WEB併用で開催

- ・ 2023年度に向けた政策・制度要求と提言のとりまとめについて
- ・ 重点政策案のとりまとめについて

<第375回執行委員会 6/28 >

第1号議案 政策・制度要求と提言（案）を決定

## 2023年度に向けた「政策・制度要求と提言」の取り組み

### ～基本的な考え方～

#### 1. 基本的な考え方（連合本部の基本的な考え方を共有）

連合は、「働くことを軸とする安心社会」～働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件の下、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会～、をめざしている。加えて、持続可能性と包括性を基底に置き年齢や性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い誰一人取り残されることのない社会、すなわち「つづく社会・つづけたい社会」の実現をめざしている。

また、人口減少・超少子高齢化や第4次産業革命をはじめとする変革の波に対応するべく人的投資の促進やワークルールの改善、セーフティネットの充実、多様な働き方を幅広く選択できる雇用システムの確立などを通して、ディーセント・ワークの実現と同時に、多様な「人財」の活躍とそれを互いに許容する包摂的な社会の構築に資する政策を推し進めていく必要がある。

長期化する新型コロナウイルスの世界規模での流行は、広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、人々の心身への影響や経済的な負担が大きくなっている。雇用への影響は、パート・有期・派遣や、いわゆる「曖昧な雇用」、女性・外国人など、より弱い立場の人や特定の業種・業態・働き方において一層強く出ている。コロナ禍は、これまで連合が指摘してきた不安定雇用や格差、人口減少に伴う社会保障・財政・地域の持続可能性、デジタル化の遅れなど様々な社会課題を顕在化させた。

連合は、この間、働く者・生活者の立場から、感染拡大防止のための取り組みに積極的に協力するとともに、緊急要請などを通じ、労働者の不安払しょくに向けた取り組みを推進している。こうしたなか、連合には、緊急集中労働相談などを通じ、解雇や就業日数の短縮、賃金の切り下げなどの不安を訴える声が数多く寄せられている。

連合神奈川は、神奈川で働く労働者の代表として、神奈川において「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、全力を挙げて取り組むこととする。

#### 2. 神奈川の現状

(1) 神奈川における、最近の経済情勢は、①個人消費は「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している」②生産活動は「一部に弱さがみられるものの、持ち直している」③雇用情勢は「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、穏やかにもち直しつつある」④設備投資は「3年度は増加見込みとなっている」⑤企業収益は「3年度は増益見込みとなっている」⑥企業の景況感は「『上昇』超に転じる」⑦住宅建設は「前年を上回っている」⑧公共工事「前年を下回っている」とし、総括判断では「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」としている。

(関東財務局横浜財務事務所 2022年4月発表)

(2) 神奈川では全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化が進行しており、人口は2020年頃にピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれている。一方、平均寿命が延伸しており、長寿社会のあり方について関心が高まっている。

人口減少や少子化・高齢化による人口構成の変化は、経済・医療・介護・社会システムなどあらゆる場面において様々な影響を与えることが懸念されている。

今後、神奈川県内で豊かで安心できる勤労者生活を実現していくためには、政労使の一体的な取り組みによる雇用の安定と、全ての勤労者の所得拡大等、社会全体の「底上げ・底支え」「格差是正」を確実に進めることによる、持続可能な経済成長が必要である。

(3) 神奈川県は、県政運営の総合・基本的指針を示す総合計画として「かながわグランドデザイン」を策定し、2019～2022年度の4年間で「第3期実施計画」に取り組み、より神奈川を魅力ある地域としていくために、これまで取り組んできた政策を、SDGsの理念なども踏まえてさらに進化させていく考えとしている。

連合神奈川としてもSDGsを共通の目標に、神奈川県や県内自治体が開催する関連した諸会議に参加し、私たちがこれまで要望してきた「働き方改革」「福祉・社会保障対策」などの政策を反映させるために、各地域連合と連携しながら取り組むことが求められている。

#### ◇連合神奈川「政策制度要求と提言」の位置づけ

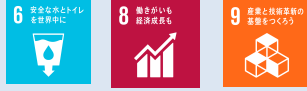
2023年度に向けた政策制度要求と提言の取り組みは、2023年度の自治体予算編成に反映させるため、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みを推進し、貧困や格差の無い、平和で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし策定する。また、これまでの取り組み・成果等から、政策策定論議の深化と、労働者をはじめとする幅広い人々のニーズを踏まえ、政策の優先順位付けと絞り込みを進め「政策・制度要求」の実現に向けて取り組むこととする。

今年度の政策委員会では、改定された「SDGs実施指針」や引き続き「SDGs」の17の目標から、更に踏み込んだ、169のターゲットを参考に、策定を進めることで政策の充実に努めることとした。

そして今回作成した「政策・制度要求と提言」においては、中長期的な視点でウイズコロナ・アフターコロナに関係した項目を新規・補強項目として策定した。

## 連合神奈川 7つの政策における目標の設定状況と重点政策項目の種類

### 経済・産業政策



新規—2 補強—2

### 雇用・労働政策



新規—1 継続—3

### 福祉・社会保障政策



新規—2 補強—3

### 社会インフラ政策



新規—1 継続—2

### 環境・エネルギー政策



新規—1 補強—1 継続—1

### 行財政政策



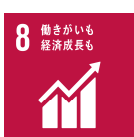
新規—3 補強—1 継続—1

### 教育・人権・平和政策



新規—2 補強—3 継続—1

## SDGs 17の目標



**目標 1** あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

**目標 2** 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

**目標 3** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

**目標 4** すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

**目標 5** ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

**目標 6** すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

**目標 7** すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

**目標 8** 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

**目標 9** 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

**目標 10** 各国内及び各国間の不平等を是正する

**目標 11** 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

**目標 12** 持続可能な生産消費形態を確保する

**目標 13** 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

**目標 14** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

**目標 15** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

**目標 16** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

**目標 17** 持続可能な開発実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

# 経済・産業政策

## SDGSsの目標とターゲット



6.1



8.1



9.1 9.2 9.4 9.5

## ◇背景と考え方

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営が厳しくなっている企業は多く、今なお「コロナ倒産」が相次いでいる。また、それに伴い収入が減少している労働者も多数発生している。特に影響をうけた飲食業や旅行業など一部の業種に対しての支援は行われてきたが、外出自粛やテレワークの推奨で乗客数が激減した公共交通など、業種を問わず業務量や収益が減った業界に対する支援策の強化、及び、地域経済活性化のための更なる支援を行うことが求められている。
- 水道事業には、インフラ整備や水道管などの老朽化、人口減少による経営基盤の不安定化、熟練技術者の不足に伴う各種技能の継承など、解決すべき課題が山積している。こうした課題の解決に早急に取り組まなければならない。さらに社会インフラに投じられる予算の縮減傾向が続き、大規模な自然災害も相次ぐ中、県民の暮らしを支える上下水道の基盤を、いかに持続可能としていくかが求められている。

また、工業用水は、これまで日本の産業発展、高度経済成長を支えてきた産業インフラの重要な一翼を担ってきた。特に神奈川県は川崎、横浜を中心に需要の大きな地域であるが、施設の多くは建設から50年以上経過し、老朽化による様々な問題が発生している等、本格的な施設の更新時期を迎えている。
- 政府は、2018年6月に閣議決定された未来投資戦略2018において、「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革と題し、第4次産業革命の技術革新の社会実装により実現できる新たな国民生活や経済社会の姿を示した。その鍵となる「第4次産業革命」に的確に対応するためには、すべての産業に起こり得る様々な変化への対応について、グランドデザインを策定し、政府と研究機関、産業界などが連携して総掛りで取り組み、企業におけるイノベーションによる新たな価値の創出および組織の枠を超えたオープンイノベーションの促進に向け、研究開発や設備投資が求められる。また、産業構造の変化に対応した働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する必要がある。その際には、持続的、安定的かつ包摂的な成長を実現する観点から、中小企業を含めて、構造変化に的確に対応できるよう支援することが求められる。
- 自然災害は毎年日本のどこかで起こっており、加えてテロや感染症の拡大などの不測の事態の勃発も否めない。緊急事態が発生した時、すぐに有効な手立てを打つことができなければ、経営



基盤の脆弱な企業は、廃業に追い込まれるおそれがある。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられる。緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となる。

行政は各企業のBCPの策定・運用の促進に向けて、更なる必要な支援を行うことが求められている。

## ◇重点政策

1. 新型コロナウイルス感染拡大によって大きな打撃を受けた地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と特定の企業・業種へ偏ることのない支援策の創出や、地元観光業のためのマイクロツーリズム（県内移動）に対する支援メニューの拡充を検討すること。あわせて、公共交通事業の継続のために必要な支援策を講じること。

＜コロナ関係 経済政策 8.1 9.1 新規＞

2. 公益性の高い上下水道事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備を促進すること。また、県及び県内各市の工業用水事業が抱える課題と対策について共有化をすすめる、事業者が安心して利用できる環境を構築すること。

＜水道事業政策 6.1 9.1 新規＞

3. AI、IoT、ICTなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて、民間企業などにおける研究開発や設備投資がさらに求められることから、特に中小企業におけるDX推進施策を強化すること。また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやITリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

＜DX等の産業政策 9.4 9.5 補強＞

（補強の視点： DX人材育成支援の充実を求める）

4. 2019年9月、台風15号による高波で横浜市金沢区幸浦、福浦両地区で約400社、約750棟が被災し、甚大な被害を被った。こうした事態に備え企業のBCP策定は急務である。しかし、BCPを策定している企業数は増加してきているが、未だ低水準にとどまっている。特に中小企業に対して策定に向けた啓発を進めるとともに、中小企業の経営安定に向けた支援を行うこと。また、公共調達においてBCP策定を求めるなど、中小企業のBCP策定の動機づけ、支援強化をはかること。

＜中小企業政策 9.2 補強＞

（補強の視点： 自然災害の具体名を追記。BCP策定の動機づけ支援）

## 【参考資料】

### ●BCP（事業継続計画）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

Business Continuity Plan (BCP)（中小企業庁 HP 中小企業 BCP 策定運用指針より）

### ●DX（デジタル・トランスフォーメーション）

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（経済産業省 2018 DX 推進ガイドラインより）

### ●「Society 5.0」で実現する社会

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

Society 5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。（内閣府HP Society 5.0 より）

### ●データ駆動型社会

インターネットやモバイル端末の普及に加え、IoT（モノのインターネット）や人工知能（AI）の進化によりデータ量が爆発的に増えている。こうした現実世界（フィジカル空間）にある多様なデータをサイバー空間で大規模に分析し、生み出された知識や価値を現実の社会問題の解決や産業の活性化に生かそうとする概念が「データ駆動型社会」だ。2015 年ごろから経済産業省などが提唱しており、2018 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2018」では、「Society5.0」と共に「データ駆動型社会」への変革が重点課題として掲げられた。（日経バイオテック 2019.3. 11 より）

# 雇用・労働政策

## SDGsの目標とターゲット



3.7



4.7



5.1 5.c



8.5

## ◇背景と考え方

- すでに防止措置が義務化されているセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに加え、2020年6月から大企業に義務化されていたパワー・ハラスメント防止措置が、2022年4月からは中小企業にも義務化された。この間、職場におけるハラスメントへの意識が、社会全体で高まりつつあるが、2022年1月から3月の連合労働相談に寄せられた相談内容においてもハラスメントに関わる内容が最も多く深刻な状況にある。
- 2021年の就業者数は女性3,057万人、男性3,803万人で就業者数に占める女性の割合は44.6%となり、2020年の44.3%から増加している。また、女性の年齢階級別労働力率について1979年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっている。そして、M字の底となる年齢階級も上昇し、2019年には30～39歳がM字の底となっている。

女性が職業を持つことに対する意識について、1992年からの変化を男女別に見ると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに減少する一方で、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加している。最新の調査となる内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2019）では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が女性63.7%、男性58.0%であり、男女ともに6割前後まで上昇した。しかし、就業を希望しているにも関わらず、現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く、31.1%となっている。

また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は76.5となっており、依然として格差解消には至っていない現状がある。
- 2019年12月に給特法一部改正法が成立し、2020年4月に施行された。この間、学校における働き方改革に関して、連合は中央教育審議会の場で連合推薦委員を通じて、「給特法を見直した上で、労働基準法37条を適用し、時間外手当や休日手当などの割増賃金を支払うことを原則とすべきである」と主張してきた。これまでの給特法の枠組みは維持されることとなったが、「在校等時間」の計測のもと、教育職員の「時間外勤務」には上限が設定された。今回の改正による学校現場の働き方改革の状況を注視するとともに、引き続き、教職員定数の改善や業務の削減など、働き方の見直しを行うことが必要である。

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、業況が悪化している業種で働く労働者やパート・有期・派遣で働く労働者などの雇用が脅かされている。政府は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の周知徹底やさらなる活用の促進に加え、求職者支援制度の要件緩和や特例措置を設けるなど職業訓練の拡充をはかっているが、今後さらなる対策も必要となる。若者の雇用・就労の状況も、コロナ禍の影響を大きく受けている。新たな就職氷河期世代を生じさせない対策が必要である。また、政府は3か年の集中対策として就職氷河期世代支援プログラムをとりまとめたが、コロナ禍の制限により、十分に機能を発揮できたとはいえない。求人の開拓や、資格の取得などを含めた教育訓練をより充実させるとともに、個人のニーズに沿った就職に向けたマッチングを強化し、若年層が長い職業生活を安心して働き続けられるよう、社会全体で若年雇用対策に取り組むことが重要である。

## ◇重点政策

5. セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせてあらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

＜ハラスメント対策に関する政策 3.7 5.1 5.c 8.5 新規＞

6. 男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

＜雇用支援政策 5.c 8.5 継続＞

(視点： ワーク・ライフ・バランス普及啓発の取り組みは進められているものの、男性の積極的な育休取得など課題もあることから継続とした)

7. 教育現場の労働環境改善のため、策定された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」にもとづき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」による勤務時間の管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底すること。

＜教員の働き方に関する政策 4.7 継続＞

(視点： 教員現場の多忙化解消の取り組みは進められてはいるものの、労働時間管理の実効性に課題が続いており継続とした)

8. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、業況が悪化している業種で働く労働者やパート・有期・派遣で働く労働者などの雇用が脅かされている。不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を引き続き徹底させること。

また、若者の雇用・就労の状況も、コロナ禍の影響を大きく受けている。新たな就職氷河期世代を生じさせないためにも若年者雇用対策の強化に取り組むこと。

＜新型コロナ関係雇用政策 8.5 継続＞

（視点： 新型コロナの影響は、非正規雇用労働者など立場の弱い人々により深刻な影響を与えていることから、雇用維持・確保政策全体を継続とした）

## 【参考資料】

### ●教育公務員特例法の一部を改正する法律

2019年12月に給特法一部改正法が成立し、2020年4月に施行された。この間、学校における働き方改革に関して、連合は中央教育審議会の場で連合推薦委員を通じて、「給特法を見直した上で、労働基準法37条を適用し、時間外手当や休日手当などの割増賃金を支払うことを原則とすべきである」と主張してきた。これまでの給特法の枠組みは維持されることとなったが、「在校等時間」の計測のもと、教育職員の「時間外勤務」には上限が設定された。今回の改正による学校現場の働き方改革の状況を注視するとともに、引き続き、教職員定数の改善や業務の削減など、働き方の見直しを行うことが必要である。 (連合政策より)

## 福祉・社会保障政策

### SDGsの目標とターゲット



3.3 3.8 3.b



4.2 4.3 4.5 4.a



8.5

### ◇背景と考え方

- 地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置している。現在、全国で5,270か所が設置されている。(ブランチ【支所】を含めると7,305か所：2021年4月末現在)しかし、地域包括支援センターそのものの存在を知らない住民も多く、更なる周知活動が求められている。

また、「晩婚化に伴い出産の年齢が高くなった」「少子化により兄弟姉妹の少ない家族構成や親戚との疎遠などによって介護者が不足した」などが要因となり、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」を行っている人は25万に達しており、30歳から40歳代の働き盛りの世代が直面している。2025年には団塊の世代が75歳以上になることもあり、団塊ジュニア世代のダブルケア問題が深刻化していくと考えられている。

一方、大人に変わって家事や家族の世話をする「ヤングケアラー」に関する厚生労働省の調査(2022年1月)で小学校6年生の6.5%(約15人に一人)が「世話をしている家族がいる」と回答したことが4月8日の新聞に掲載された。「ヤングケアラー」「若者ケアラー」についての調査は始まったばかりで、その実態は十分に把握されていない現状である。早急に調査を行うとともに調査結果から子どもたちの置かれている状況を的確に把握することが求められている。子どもたちは他の家庭と比較できない上、介護やケアをする生活が当たり前となっているために、他に相談しないこともなども考慮し、積極的な相談・支援体制を構築する必要がある。

- 親の所得による制限が設けられている子どもへの給付として、児童手当だけではなく、障害を持つ子どもに対する手当(特別児童扶養手当や障害児福祉手当)、高等学校等就学支援金制度、高等教育の修学支援新制度(大学・専門学校が対象)などが挙げられる。また、小児医療費助成制度についても所得制限が設けられている現状がある。

しかし、家庭の経済的背景による社会的な分断を防ぐとともに、社会全体で子どもを育むという考え方に基づき、所得制限を撤廃し、子どもの最善の利益を保障する制度を構築すべきである。

- 日本では2020年1月から始まった新型コロナウイルス感染症との戦いは3年目を迎えている。この間、WHOが発表した「懸念される変異株(VOC)」は、アルファ、ベータ、ガンマ、デルタ、オミクロンと移り変わってきた。そしてその都度、変異株の特徴をとらえて感染拡大防止策をとるこ



とが求められたが、その対応は充分とは言えなかった。今後も変異株の情報を共有し、その特徴をとらえて的確な対策をより迅速にとることが求められている。また、この間の経験を活かし、今後の感染症拡大に備え、近隣都県など広域での連携について、行政の考え方を示すことが求められている。

また、医療機関の機能分化の推進においては、感染症拡大を考慮して「地域医療構想」を再検討するとともに、実効性確保の取り組みを強化し必要な医療アクセスが保障され、かつ、医療機関の雇用問題が生じないよう配慮が必要である。また、厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」では、医師の長時間労働是正に向けた議論が進められているが、看護職をはじめ、医療機関で働く他職種の働き方も同様に見直す必要があり、こうした取り組みによって離職防止や復職促進につなげていくことが重要である。

- 介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足している。厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」（2018年5月）では、団塊の世代がすべて75歳を迎える2025年度には介護労働者が約245万人必要とされており、介護人材の確保・定着が大きな課題である。介護分野における有効求人倍率は4.36と、全職業平均の1.57を大きく上回り（2018年12月）、その伸び率も高い。賃金も全産業平均と比較し依然として約110～180万円/年の格差（2017年度）があり、賃金・労働条件の改善は喫緊の課題である。このような中、経済連携協定（EPA）による介護福祉士候補者の受入れ（2008年より）、技能実習制度の対象職種への介護分野の追加（2017年11月1日施行）、在留資格「介護」の追加（2017年9月1日施行）、在留資格「特定技能1号」の追加（2019年4月1日施行）が行われており、介護分野における外国人材の受入れに対して、サービスの質や労働条件の確保が課題である。

- 「子ども・子育て関連3法」に基づき子ども・子育て支援新制度の施行5年後の見直しに係る対応方針がとりまとめられたが、財源確保や認可外保育施設等における保育の質に課題が残ったままである。いわゆる潜在的待機児童も含め、待機児童の解消も依然として課題である。政府は「新子育て安心プラン」を公表し、2024年度末までに約14万人分の受け皿を整備するとしており、実態を把握しながら、放課後児童クラブを含め確実に待機児童の解消を進めていくことが求められる。

また、働き方が多様化する中で、延長保育や病児保育、一時預かり、夜間保育といった、多様な保育ニーズが高まっており、こうしたニーズに応え、子育て支援の充実を図っていくこと必要である。子ども・子育て支援の拡充が、労働力率の高まりによる労働生産性の向上と着実な経済成長、子どもの貧困の抑止につながることを社会全体で共有化することが重要である。政府は、子どもや子育てを社会全体で支えるという意識のもと、さらなる予算増額により、未来の力である子どもたちの豊かな育ちを支援することが求められている。

## ◇重点政策

9. 介護支援が必要になった場合の具体的な手続きについて住民の理解が進むよう、地域包括支援センターの認知度向上のための十分な情宣を行うこと。あわせて新たな介護の課題とされるダブルケアや、いわゆる「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」に関する実態調査を行うとともに、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。なお、実態調査については今年1月に行われた厚生労働省の調査と同様な内容で、調査結果を比較・検討することができるようにすること。

＜介護支援政策 3.8 4.5 新規＞

10. 児童手当や小児医療費助成などの子育て支援制度については、世帯主の所得により支給の有無が判断されているため、世帯収入や子どもの人数などの諸条件による不公平が生じている。子ども・子育て支援制度については、地域間格差や子供の成育環境などに関わらず一律の制度とするよう見直しを進めるとともに、国への要望を行うこと。

＜子育て支援政策 3.8 4.3 新規＞

11. 新型コロナウイルス感染症対策についてはウイルスの特性を見極め、その特性に応じた適切な対策を国、県、市と連携して迅速に行うこと。あわせて、今後の感染症対策の基本的な考え方を示すこと。

また、ウイズコロナ・アフターコロナ社会を見据え「地域医療構想」の再検討を行うとともに、引き続き、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。

＜新型コロナ関係医療政策 3.3 3.8 3.b 補強＞

(補強の視点： ①ウイルスの特性を見極めた適切な対策を求める、  
②感染症対策の今後の基本的方針を示すことを求める)

12. 介護職場等の労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかるため、賃金を含めた抜本的な見直しを行うこと。また、新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる現状にあるため、利用者はもちろん、職員も安心して働くことができる職場環境を構築すること。

＜新型コロナ関係介護政策 3.8 8.5 補強＞

(補強の視点、①介護職場環境の抜本的な見直しを追記  
②介護サービスを利用者と職員どちらも安心して継続できる環境づくり)



13. 2020 年度から 5 ヶ年の子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の趣旨に沿って、支援を必要としている人のニーズを把握するとともに、ニーズに応じた一時保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を行う施設の充実をはかること。

＜子育て支援政策 4.2 4.a 8.5 補強＞

(補強の視点： ①支援を必要とする人のニーズの把握とニーズに応じた施設の充実)

## 【参考資料】

### ●ヤングケアラー

法律上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子供を言います。

(厚生労働省ホームページより)

### ●若者ケアラー

18 歳からおおむね 30 歳代までのケアラーを想定した若者ケアラーが担うケアの内容はヤングケアラーと同様ですが、ケアの責任がより重くなることもあります。若者ケアラーには、ヤングケアラーがケアを継続している場合と、18 歳を越えてからケアが始まる場合とがあります。大人への移行期にケアを担うことは、進学、キャリアの選択、恋愛や結婚、就職、就業の選択など、その後の人生に大きな影響を与えます。日本の場合、子どもや若い世代のケアラーへの支援がないため、ヤングケアラーや若者ケアラーへの支援も重要です。(関東学院大学看護学部 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトより)

# 社会インフラ政策

## SDG Ss の目標とターゲット



9.1



11.1 11.2 11.5 11.b

### ◇背景と考え方

○ インフラは「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」という役割を担っている。その役割を下支えするため、これまでに整備したインフラがその機能を将来にわたって適切に発揮できるよう「持続可能なインフラメンテナンス」が必要である。特に、自然災害が近年に激甚化・頻発化している中で、整備したインフラが事前防災として大きな効果を発揮できるよう、平時から適切なインフラメンテナンスを実施することの意義は大きくなっている。

また、データやデジタル技術の社会実装等、インフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していく必要がある。インフラの維持・管理には、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化の進展等といった社会構造の変化を踏まえ、ニーズに応じて計画的に進めていく必要がある。

○ 令和3年5月に災害対策基本法が改正され、「避難勧告」と「避難指示」については違いが分かりにくいとして「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化された。あわせて近年の災害において多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があったことから、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村に対し個別避難計画の作成について努力義務が課されることとなった。

しかし、「避難勧告」が出されていることを認識しても、「以前、避難勧告が出たときに何もなかった」「避難場所が遠く、大雨の中移動するより家のほうが安全だと思った」「自分は大丈夫だと思ってしまう」など、避難行動に結びつかない人は一定の割合で存在する。この状況を改善するためには日本中どこでも災害は起こっておかしくないということを粘り強く啓発に取り組み、全ての地域で防災対策や避難対応などを見直し、一人一人の住民が意識を変えていくことが求められる。

また、災害時、個人・組織はそのそれぞれが固有の情報を保有し、同時並行で異なる活動をするため状況認識が異なってしまう。ICTの活用によって個人・組織同士が情報を共有し、状況認識を統一することが、的確な災害対応を実行するためには不可欠となる。

○ 人口減少・少子高齢化が進んでいる地域では、生活路線の維持・確保へ向けて、地方自治体、交通事業者など地域の関係者が緊密に連携した取組が行われてきた。自然災害が頻発する中、破壊された鉄路、道路、空港、港湾等を維持していくための橋梁やトンネル、車両、安全通信装置

等の老朽化対策、耐震化を含めた安全対策やバリアフリー化への対応など、早急に対策を進める必要がある。

## ◇重点政策

14. 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。また、上下水道、橋、道路、標識など社会的インフラの維持と長寿命化・老朽化対策として、将来の人口減少の推移に応じて、持続性・安定性を担保すると共に優先順位をつけて整備すること。

【インフラ政策 9.1 11.1 新規】

15. 避難勧告と避難指示が一本化されたことに伴い、県は市町村の個別避難計画作成の促進を支援するとともに、支援協定の締結など地方自治体間の連携をさらに促進すること。あわせてICTの活用により情報通信手段の確保や情報提供のあり方など、情報の発信や収集に関わる総合的な取り組みを推進し、県民・市民の自主的避難能力を向上させること。

【自然災害対策 11.5 11.b 継続】

(視点： 防災・減災に関わる情報発信について、住民が自主的に避難する行動を促す施策が更に求められることから継続とした)

16. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する各種支援施策を拡充させること。特に山間部などに関しては、地域振興と一体となった維持対策をすすめること。

【交通政策 9.1 11.2 継続】

(視点： 人口減少・少子高齢化が進んでいる地域では、生活路線の維持・確保が更に求められることから継続とした)

## 【参考資料】

### ●個別避難計画

「避難行動要支援者」（要援護者）に対して 災害時の「避難支援者」や「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、避難支援等に必要な事項を個別に策定し、市町村や避難支援者関係者間で共有するもの。「避難行動要支援者」とは「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。」⇒ 高齢者（要介護・要支援）、障がい者など

(神戸市 個別避難計画の作成について より)

●シビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）

都市住民の最低限の生活環境基準。社会保障、教育、衛生、交通機関など、自治体が備えなくてはならない生活環境の最低必要水準をいう。イギリスのウェッブ夫妻らの提唱したナショナル・ミニマム（national minimum）に対応して作られた語。（精選版 日本語大辞典 より）

## 環境・エネルギー政策

### SDGsの目標とターゲット



7.2 7.3



8.3



9.1



11.6



12.3 12.5 12.8



13.1 13.3

### ◇背景と考え方

○ 資源・エネルギー政策に関して、短期・中長期の取り組みにあたっては、再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援が必要になる。こうした施策を進める際には、産業の空洞化や雇用の喪失を回避し、グリーン・ジョブの創出と「公正な移行」を通じてグリーン・イノベーションに繋げていく必要がある。

また、公共施設および家庭において施設設備を更新する際には、再エネ由来の電気への切り替えや省エネと併せ、頻発する自然災害への対策も兼ねた施設設備への転換とすることが望まれる。

○ 日本では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっている。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本においては、真摯に取り組むべき課題である。

○ 気候変動対策をめぐって、政府は「環境と成長の好循環」を掲げ、2050年までに、2013年排出量の80%削減という高い目標である「カーボンニュートラル(温室効果ガス排出・吸収量の差し引きゼロ)」をめざすことを表明し、今後「脱炭素」に向けて各種施策を展開していく。その一環として、政府は地球温暖化対策計画の見直しをはじめとして、イノベーションの促進と社会実装を重点的に進めていくこととしている。

### ◇重点政策

17. 太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーの普及を促進すること。普及促進にあた

っては各発電設備の特性を踏まえるとともに、県内をいくつかのブロックに分けた上で、各ブロックの地域特性を勘案し、環境性はもとより、経済性や供給安定性等を総合的に検討すること。

あわせて公共施設の取り組みとして、省エネルギー設備への転換促進をはかるとともに、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。また、家庭の取り組みとして、省エネ・高効率の電気機器への買い替え促進に取り組むこと。

＜エネルギー政策 7.2 7.3 8.3 9.1 13.1 新規＞

18. 食品ロスを削減し、循環型社会環境を実現するため、食品リサイクル制度の普及啓発を図ること。併せて賞味期限に関する商習慣の緩和に向けて、引き続き関係者への啓発に取り組むとともに、消費者の理解を深めるための広報活動に取り組むこと。

＜食料品に関する政策 11.6 12.3 12.5 12.8 補強＞

(補強の視点： [食品ロス削減の広報強化を求める](#))

19. 2050年脱炭素社会の実現に向けて、県は「[かながわ気候非常事態宣言](#)」を踏まえた計画の進捗状況の確認と施策の効果を検証すること。また、産学官の連携による環境技術開発等について支援を行うとともに、進捗状況の確認を行うこと。あわせて県内自治体や企業において、実施・計画されている地球温暖化対策の有効な取り組みについて情報発信を行うこと。

＜環境政策 7.2 7.3 13.2 13.3 継続＞

(視点： [令和4年度予算案で県・政令市全てで脱炭素社会に向けた新たな取り組みが予算化されている。施策の有効性を重点要求として継続確認していく](#))

## 【参考資料】

### ●地域脱炭素ロードマップ

ロードマップのキーメッセージ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

本ロードマップは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すものである。全国各地域の関係者が、社会経済上の課題を解決するためにより良い地域づくりに努力している中で、脱炭素の要素も加えた地域の未来像を描き、協力して行動することで、地域が主役となって強靱な活力ある地域社会への移行を目指す。国・地方の双方の行政府としても、こうした地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、必要な施策の実行に全力で取り組む。

(国・地方脱炭素実現会議2021.6.9より)

### ●賞味期限の「3分の1ルール」

賞味期限とは、未開封の状態でも保管した場合に、おいしく食べられる目安となる期限のこと。期限

を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではないが、消費者は賞味期限の表示に敏感だ。期限切れの商品が店頭で並ぶのを避けるため、食品メーカーと小売店の間では「3分の1ルール」という慣習が存在している。

たとえば、賞味期間が6カ月の商品だと、卸業者は製造日から数えて賞味期間の「3分の1」にあたる2カ月以内にスーパーなどの小売店に納品しなければならない。納品が2カ月より遅れた商品は店頭で並ばず、卸業者からメーカーに返品されたり廃棄されたりする。大手食品メーカーによると、返品された商品は「販売奨励金」を積んで別の小売店に買い取ってもらったり、ディスカウント店に転売したりするという。  
(朝日新聞デジタル 2018年10月1日より抜粋)

#### ●<再生可能エネルギーの位置づけ>

- ①再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（食用農作物を除く）等）はエネルギー自給率の向上や温室効果ガス排出量の削減の有効な手段であり、原子力エネルギーに代わるエネルギー源の柱とするべく導入拡大を進めていく。
- ②太陽光・風力などは出力変動が大きいことから、これらの導入が進むことで、需給調整・系統安定化について今後、更なる取り組みを行う。この点、水力・地熱・バイオマス（食用農作物を除く）など供給安定性に優れる再生可能エネルギーの導入拡大が重要である。
- ③電気利用だけでなく、再生可能エネルギーの熱利用についても開発・普及を進めていく。

#### <化石エネルギーの位置づけ>

- ①原子力エネルギーへの依存度を低減していく中で、再生可能エネルギーの導入拡大には一定の時間を要することを踏まえると、安定供給やコスト・経済性、ベース電源からピーク電源まで幅広く活用できること、再生可能エネルギーの大量導入に伴う調整力としての役割などの観点から、今後とも化石エネルギーが重要な役割を果たしていく。
- ②一方、CO<sub>2</sub>削減をはじめとする地球温暖化対策は今後とも必要であり、より環境負荷の小さい資源にシフトするとともに、化石エネルギーの徹底した高度利用を進める。

(連合政策より)

# 教育・人権・平和政策



SDGsの目標とターゲット

3.3

4.7 4.a

5.1 5.5 5.b 5.c



8.5

10.2 10.3

16.1 16.2 16.3 16.6

16.7 16.10 16.a 16.b

## ◇背景と考え方

- 時代の変化とともに、男女二元論にとどまらない性のあり方の多様性、また、性以外も含めた多様性の尊重が重視されるようになってきた。その中で、性的指向・性自認（SOGI）の尊重については、ジェンダーに関する課題として差別やハラスメントの撲滅に取り組まなければならない。公営住宅の入居や福利厚生制度の使用の際などに、家族として認められるパートナーシップ制度について、県内すべての市町村での導入をめざすことが求められる。
- 拉致問題に関しては、2014年に日朝両政府によって交わされた「ストックホルム合意」が、2016年に北朝鮮から一方的に反故にされて以来、一向に進展が見られない状況が続いている。新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢などをはじめ、世界中で次々と深刻な問題が現出する中、拉致被害者の関係者が最も懸念していることは、この問題の風化である。拉致被害者本人、及び家族の高齢化も進み、残された時間は少なくなっている。県はこの問題の風化を防ぎ、一刻も早い解決に向けて国と連携し、更なる啓発活動にとりくみ問題解決に向けた機運を高めることが求められる。
- 教員の多忙は「病気休職者」の増加を背景に、既に20年以上も前から懸案事項となっていた。およそ40年ぶりの「教員勤務実態調査」（2006年）で教員の長時間勤務が明らかになった時ですらその改善が十分に議論されることはなかったが、若い電通社員の過労死（2015年）という悲惨な出来事によって議論の俎上に乗し、「働き方改革」推進とともに社会的に周知されるようになった。
 

しかし、教員の働き方に注目が集まるとともに、長時間労働の実態や保護者・児童生徒の対応の困難さなど負の側面が話題となった。そして教員を目指す学生が減るとともに、全国的に教員採用試験の倍率が下がり、人材不足が課題となっている。

この間、教員の多忙と欠員等の人材確保の難しさに、更なる拍車をかけた教員免許更新制は2022年7月をもってようやく廃止となるが、教員の働き方改革を着実に進め、教員がゆとりをもって仕事に取り組める環境づくりを推進することが今こそ求められている。



出産や病気、不慮の事故等で休職・退職者が出た場合、臨時的任用職員や非常勤職員が見つからずに管理職や隣のクラスの職員が担任を兼任するケースや、教科担任が免許外教科の授業を行う状況が多く、多くの学校で現出し、子供たちの学びを保障するとはいいがたい現状を早急に改善することが急務となっている。

- 現在、日本には全国に 130 以上の基地を含む米軍施設がある。横田基地（東京都）、厚木基地（神奈川県）、普天間基地（沖縄県）など、在日米軍基地の多くが人口密集地付近に位置するため、騒音・事故など深刻な問題が起こっている。これらの問題は、在日米軍基地がある地域だけの問題ではなく、日本全体で国民共有の課題として考えていく必要がある。また、米軍関係者による犯罪被害の際に、立ちはだかる大きな壁が「日米地位協定（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定）」である。

日米地位協定の下では、米軍人軍属の検疫についても原則として米軍の自主検疫に委ねられている結果、新型コロナウイルス感染症の米軍基地内外に及ぶ急激な拡大を招く等の看過できない事態が生じた。また、米軍基地内で指定感染症が発生した際は、その情報を迅速に公開するとともに、日本政府及び関係地方公共団体が情報開示請求や立入調査ができるよう日米地位協定を見直す必要がある。

日本政府と米軍は、相互の連携を密にして、在日米軍基地に滞在又は出入りする米軍人等について、検疫及び検査の厳重な実施体制を構築するとともに、感染又は感染のおそれのある米軍人軍属の管理を徹底することが求められている。

- ジェンダー平等社会の実現に向けては、条約などの国際的取り決めに遵守するための取り組みが欠かせない。まず、女性差別撤廃条約にもとづく性差別禁止、特に雇用の全ステージにおける直接・間接差別の禁止に関する法制度の充実が必要である。同時に、「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する ILO 条約の早期批准に向けた国内法整備や、さらには、ILO 条約適用専門家委員会が日本政府に強く求めている同一価値労働・同一賃金の原則の実現による均等待遇の担保、性やライフスタイルに中立な制度の実現による格差是正、貧困解消の施策について、取り組みを進めていくことが重要である。

- 人種、民族、宗教、肌の色、性別、年齢、疾病、障害、門地、性的指向・性自認等による人権侵害はいまだに続いている。また、近年では特定の人種や民族に対し憎しみをあおるような差別的表現、すなわちヘイトスピーチやインターネット上で知らない間に行われている差別拡散などによる悪質な人権侵害が横行しており、大きな社会問題となっている。

## ◇重点政策

- 20. 性的指向や性自認（SOGI）に関する差別やハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当

事者が安心して相談ができる環境を整備すること。また、県としてのパートナーシップ宣言制度導入に向け、県下パートナーシップ宣言制度未導入自治体に対し、制度導入に向けた働きかけを行うこと。

＜ジェンダー平等政策 5.c 8.5 10.2 16.10 新規＞

21. 国家の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組み、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

＜人権政策 16.1 16.3 16.6 16.a 新規＞

22. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。また、教員の欠員を確実に補充するための人材確保に向けた施策を早急に行い、子どもたちの学びを保障すること。

＜教育環境政策 4.7 4.a 補強＞

（補強の視点： 教員の欠員を確実に補充するための人材確保を追記）

23. 県内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体及び関係自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、安全で快適な生活を送れるよう国に要請すること。特に、新型コロナウイルスなど感染症対策での米軍人軍属への国内と同等の対策適用は、県民の健康を守るために切実な課題であり、国に対して確実な改善を求めると同時に、状況に応じて、県から直接現地米軍責任者に徹底を申し入れること。

＜米軍基地に関する政策 3.3 16.10 補強＞

（補強の視点： 感染症対策での米軍人軍属への国内と同等の対策適用について改善を求める）

24. 政府の「第5次男女共同参画基本計画」の基本理念に基づき、男女平等参画・ジェンダー平等に関する施策の実効性を把握し、その結果に関する点検を行うこと。点検結果については県民・市民に周知し、必要な施策の改善に取り組むこと。

＜男女共同参画推進に関する政策 4.7 5.1 5.5 5.b 5.c 8.5 10.2 10.3 16.7 16.b 補強＞

（補強の視点： 点検結果の周知と結果に見合った改善を求める）

25. 市民生活の尊厳と平穏を守る観点から、ヘイトスピーチ規制の実効ある施策及び条例化の取り組みを進めること。

＜人権政策 10.2 10.3 16.2 16.10 16. b 継続＞

(視点： 行政の取り組みは進められているが、被害の解消にいたっていない。連合の重点政策として継続的かつ理性的にヘイトスピーチ規制を言い続ける必要がある)

## 【参考資料】

### ●教員免許更新制に関する規定の廃止

近年、社会の変化が早まり、非連続化するとともに、オンライン研修の拡大や平成28年の教育公務員特例法の改正による研修の体系化の進展など教師の研修を取り巻く環境が大きく変化している中で、今後ますます個別最適な学びや「現場の経験」を重視した学びなどを進めることが必要となる。

他方、現状の免許更新制は、10年に1度講習の受講を求めるものであるが、常に教師が最新の知識技能を学び続けていくことと整合的ではない。また、免許状更新講習は共通に求められる内容を中心としており、個別最適な学びなど今後求められる学びの姿とは方向性が異なっている。

よって、教育職員免許法の一部を改正し、教員免許更新制を廃止する。国・地方自治体は、教職員定数の拡充や、教員養成システムの改善など、指導体制の強化を通じて教育の質的向上をはかる。

(文部科学省 教員免許更新制に関する規定の廃止(要旨)より抜粋)

### ●神奈川県基地関係縣市連絡協議会(縣市協)

「設立目的」米軍基地に関係する県内12市町(現在は8市)と県が、基地問題について県・関係市が密接な連絡を保ち、相互に協力して、その解決を図ることを目的に、昭和39年5月21日に結成されました。基地返還に伴い平成5年度末で湯河原町が退会したことにより、平成6年度から名称を「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」としました。

「会員」(県及び8市)神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

「活動状況」米軍基地に起因する諸問題を解決するため、国に対し、基地問題に関する要望等を行うとともに、事件事故発生時は必要に応じて緊急要請を実施しています。また、研修や基地調査を実施するなど、基地対策推進のための調査、研究を行っています。(神奈川県HPより)

### ●日米地位協定

日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したものであり、日米安全保障体制にとって極めて重要なものである。(外務省HPより)

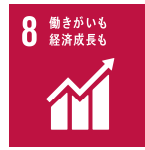
課題として、裁判に関係して「公務中のアメリカ軍人・軍属が犯した犯罪の裁判権は日本にはない」との条文がある。そして、実際には公務外の米軍人が起こした犯罪が、米 국무省や国防総省の意向で「公務」中の事件にされる出来事がある。

#### ●SOGI

「SOGI」とは、性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、「人の属性を表す略称」です。異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことをいう。（連合HPより）

# 行財政政策

## SDGSsの目標とターゲット



8.5



9.1



12.7



16.2 16.6 16.7

## ◇背景と考え方

- 世界的に、成年年齢を18歳とするのが主流の中、日本でも近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳以上と定められた。そのため、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当とされた。民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができるが、成年年齢が引き下げられたことにより、18歳からこの「未成年者取消権」は行使できなくなった。契約には様々なルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性も出てくる。残念ながら契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙う悪質な事業者も少なくない。改正前でも、未成年者取消権が行使できなくなる20歳（成年）になるとマルチ商法の苦情相談が激増することはよく知られている。こうした問題が18歳から発生することは容易に想定されている。
- 日本におけるネット投票導入に向けた検討は、これまで総務省を中心に行われてきた。2017年には、インターネット投票の課題を検討する有識者研究会が立ち上げられ、2018年には、在外投票を対象にネット投票の実施を検討するよう提言を行った。これに基づき総務省は2020年2月、在外投票の実証実験を東京都世田谷区や千葉市など全国5市区町で実施している。  
政府が2020年9月に開設した意見公募サイト「デジタル改革アイデアボックス」では、「ネット投票の実現」への支持が最多となった。コロナ禍で外出自粛を避ける時流の中で、国民からのネット投票実現への期待も高まっていると考えられる。  
なりすまし対策、投票の秘密の担保、二重投票の防止、投票結果の改ざんへの対策、これらを同時に成立させ、アウトプットした選挙結果を誰もが正しいものと信頼するに足るようとするシステムの構築が求められている。
- デジタル行政基盤の実現による利便性向上や包摂的なセーフティネットの構築、多発する自然災害への対応、医療や教育などの現場におけるICT技術の活用など、国民生活に関わる様々な分野におけるDXの推進は、持続可能な社会への構造変革につなげるという観点からも重要な課題である。デジタル行政基盤の実現に向けては本人確認を確実に行うことが求められる。そのため、マイナンバーが記載され顔写真がついたマイナンバーカードの普及は大変重要な政策となっている。
- 連合は、2017年11月、行き過ぎたクレームや暴言・暴力といった迷惑行為など、消費者行動の

実態を把握するため、「消費者行動アンケート」を行った。接客業務従事者の半数以上（56.9%）が「暴言」「威嚇・脅迫的な態度」「説教など、権威的な態度」「従業員を長時間拘束」などの消費者による迷惑行為を「受けたことがある」とし、一般消費者の約6割（58.4%）がそうした行為を実際に見聞きしたことがあることが明らかになった。事業者と消費者との関係において、情報の非対称性などの問題から、消費者は保護されるべきである。しかし、関係機関が連携してよりよい消費社会を実現するためには、事業者と消費者がお互いを思いやり、倫理的な消費者行動を促すことが必要であり、法的な対応やガイドラインの作成、消費者教育などの具体策が求められる。

- 公契約（自治体による物品の購入や工事の発注、業務委託など）の年度別実績額は近年、1995年のピーク時の6割程度で推移している。このうち中小企業等の契約比率は全体の70%程度を占めている。また中小企業等の常用雇用者が多い地域ほど公契約実績比率が高く、公契約は中小企業等の経営基盤を支えているともいえる。公契約の受発注において適正な労働条件を確保させる一定のルールを設けることは、地域における中小企業等に雇用される労働者の労働条件の下支えとなり、公契約を受注する企業にとっても優秀な人材を確保することに資する。こうしたルールは労働条件の下支えだけでなく、ダンピング受注による手抜き工事や下請け業者へのしわ寄せを防ぎ、提供されるサービスの質の担保や維持・向上、安全対策の不徹底などによる重大事故やサービスの提供停止などを防ぐことにも寄与する。すなわち、受注・委託企業の適正な利益が確保され、提供される公共サービスの質の担保、維持・向上が期待できる。自治体にとっても、企業や労働者、あるいは地域住民からの税収となって還元される。新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、中小企業庁は都道府県知事に対して、官公需の発注にあたって柔軟な納期・工期の設定や適切な予定価格に見直しなどを要請している。平時から各自治体が公契約条例を制定していくことが、緊急時においても安心かつ信頼できる公共サービスに確保と地域経済に活性化につながる。公契約は労働者の適正な労働条件を確保するだけでなく、公契約の大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などの関係者に好循環を生み出している。

## ◇重点政策

- 26. 成年年齢の引下げによる18歳・19歳の未成年者取消権喪失に伴い、悪徳業者からの被害拡大が懸念されている。県として成年年齢引下げに伴う被害が拡大することのないよう十分な注意喚起を行うとともに、国・県・市と連携し実効性のある施策を速やかに実現すること。

＜消費者政策 16.2 16.6 新規＞

- 27. デジタル・ディバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて具体的な検討を進めること。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行うこと。

＜デジタル行政政策 16.6 16.7 新規＞

28. デジタル技術の活用による行政サービスの見直しにより、県民生活の利便性向上やデジタル・セーフティネットの構築につなげ、新たなデジタル行政基盤を指向すること。その上で、特にマイナンバーの運用にあたっては公正・公平な社会基盤として必須であることについて、国と連携し県民への周知を進めるとともに、個人情報の厳格な保護、なりすまし防止、また個人情報保護委員会の機能強化など、県民の不安を払拭するための個人情報保護策を引き続き講じること。

＜デジタル行政政策 9.1 16.6 新規＞

29. 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策をさらに推進すること。また、カスタマーハラスメントに関わる実態調査等を行い、対策に関する研究等をすすめること。

＜消費者政策 8.5 補強＞

(補強の視点： ハラスメントの実態調査と新たな研究を求めることを追記)

30. 公契約は地域で働く者の適正な労働条件の確保や、その大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などのステークホルダーに好循環を生み出す仕組みである。県は、すでに公契約条例を制定している自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積等を進め、条例制定の必要性を検証し、公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。また、公契約条例制定の自治体はその効果を検証すること。

＜公契約関係政策 12.7 継続＞

(視点： 公契約条例制定にあたっての行政からの回答は、数年間同様の内容となっている。この課題について政策委員会では、昨年と同様の文言で継続して要求する必要ありとした)

## 【参考資料】

### ●18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選

- ①副業・情報商材やマルチなどの"もうけ話"トラブル
- ②エステや美容医療などの"美容関連"トラブル
- ③健康食品や化粧品などの"定期購入"トラブル
- ④誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など"SNS きっかけ"トラブル
- ⑤出会い系サイトやマッチングアプリの"出会い系"トラブル
- ⑥デート商法などの"異性・恋愛関連"トラブル
- ⑦就活商法やオーディション商法などの"仕事関連"トラブル
- ⑧賃貸住宅や電力の契約など"新生活関連"トラブル
- ⑨消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの"借金・クレカ"トラブル

## ⑩スマホやネット回線などの"通信契約"トラブル

(独立行政法人 国民生活センターHPより)

### ●新たな消費者基本計画

消費者庁は「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」において、新たな消費者基本計画(2020年度～2024年度)の検討を行い、2018年12月に「最終報告書」をとりまとめた。連合は連合総研推薦委員を通じて、倫理的な消費者行動の促進、消費生活相談員の雇用の安定や処遇の改善などについて意見反映を行った。その結果、報告書に消費者庁として初めて「消費者(生活者)同士のトラブルや、常識的な程度を超えて執拗・過剰に苦情を申し立てるクレーマーへの対応について消費者教育に一定の効果を期待する」、「事業者との適切なコミュニケーションのとり方などについて消費者教育の内容を充実させるとともに、(中略)労働者問題を含むエシカル消費に係る消費者教育(中略)などについて必要な取組を進めるべきである」といった考え方が記載された。今後は、消費者庁などによる具体策の実行が求められる。(連合政策 背景と考え方より)

### ●公契約条例

地方公共団体と民間企業が締結する契約(公契約)について、契約で働く労働者の賃金の最低額を入札・契約の条件として定めることにより、公共事業の品質の確保と労働者の労働環境の整備を図ることを目的とする条例。(川崎市HPより)

### ●デジタル・ディバイド

「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」のことをいう。具体的には、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタル・ディバイド」、身体的・社会的条件(性別、年齢、学歴の有無等)の相違に伴うICTの利用格差を示す「個人間・集団間デジタル・ディバイド」、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差を示す「国際間デジタル・ディバイド」等の観点で論じられることが多い。(総務省 H23 情報通信白書より)